



作者の言葉  
我が百合丘ロータリークラブのシンボルマーク百合の花は、地味には有り様だが、この多岐上はのあまに思ふ大器出でこそ知る化の流により花され少くも初見でさるるを敬慕する。小島路にその香りの清く風をい、清純な乙女を感じさせよう。ある。昭和五十四年春吉日 大矢五

# Weekly Report

2016～2017年度

平成28年11月8日(火) 第**1835**回例会

◆会長：北島 克己 ◆幹事：親松 裕明 ◆会報：中村 和広

例会日 毎週火曜日 12:30～13:30  
例会会場 ホテルモリノ7F TEL 044-966-1300

川崎百合丘ロータリークラブ ホームページ  
<http://www.kawasaki-yurigaoka-rc.jp/>

## 第1835回例会記録 平成28年11月8日(火) 18/48回

<点鐘> 北島会長

<ソング> 我らの生業

<お客様紹介>

福家総合法律事務所 北野俊光様  
米山奨学生 傅嘉巍君

<会長報告> 北島会長

- ロータリー財団100周年記念事業  
ー ポリオ撲滅・障がい者支援マラソン ー  
ロータリーみなとみらいチャリティーマラソン  
2017/2/11(土・祝日) 受付 8:00～9:00  
スタート 9:45～  
横浜市みなとみらい臨港パーク
- ローターアクト主催「第47回地区年次大会」開催の案内  
12/17(土) 点鐘12:30 県民共済みらいホール
- あさお区民まつり実行委員会及び反省会の開催について  
12/2(金) 16:30～  
渡邊会員に依頼しました。

<幹事報告> 親松幹事

- \*近隣クラブ例会変更  
川崎とどろきRC、横浜本牧RC、神奈川RC
- \*近隣クラブ卓話の案内  
神奈川RC
- \*会報着  
川崎南RC

<ニコニコ委員会> 安藤亨委員

北島会長→「北野様、本日の卓話宜しくお願い致します」。親松幹事→「今週末の地区大会、宜しくお願い致します」。小塚会員→「高校サッカー選手権神奈川大会で、今年も決勝戦まで勝ち進みました。11月13日(日)13:05キックオフです。応援よろしく願いいたします」。以下、感謝をこめてニコニコへ。阿久澤会員、安藤志子会員、福家会員、島山会員、井上久会員、井上勇会員、石野会員、鴨志田会員、金子会員、勝田会員、小島会員、中島健児会員、中島真一会員、中村会員、野島会員、大矢会員、尾崎会員、坂井会員、佐藤会員、白井会員、鈴木文夫会員、鈴木清会員、玉井会員、渡邊会員、結城会員、安藤亨会員。

<出席委員会> 結城委員長

	会員	出席	欠席	マーク	出席率
第1835回	42	31	11		73.81%
第1834回	42	27	15	4	73.81%

<ニコニコ・財団・米山委員会>

	今回		累計	
ニコニコ	29件	29,000円	498件	546,080円
財団	0件	0円	15件	205,000円
バネファクター	0件	0円	0件	0円
米山	0件	0円	21件	280,000円

- 第1837回 11月22日 クラブ協議会③
- 第1838回 11月29日 総会
- 第1839回 12月 6日 ガバナー公式訪問

## 本日のプログラム

### <招聘卓話>

#### 遺産分割と遺言について

福家総合法律事務所 弁護士 北野俊光様

本日は最近注目されている遺産分割と遺言についてお話ししたいと思います。

#### 1. 遺産分割

遺産分割の前提として「相続人」の確認が必要です。相続人には、①血族相続人(子・直系尊属・兄弟姉妹の順)と②配偶者相続人(常に相続人となる)があります。被相続人(亡くなって相続が開始した人)の子や兄弟姉妹が相続人のとき、これらが被相続人より先に亡くなっている場合などには、その直系卑属(子又は孫。ただし兄弟姉妹のときは子のみ)が相続人に繰り上がります。これを代襲相続人といいます。

相続人の法定相続分は、子と配偶者が相続人のときは各2分の1ずつ、直系尊属と配偶者が相続人のときは3分の1対3分の2、兄弟姉妹と配偶者のときは4分の1対4分の3と定められています(民法900条以下)。

次に「遺産の範囲」を確認する必要があります。遺産分割の対象となる財産には不動産、賃借権、株式、社債、投資信託、ゴルフ会員権、国債など様々です。ゴルフ会員権は規約で相続を認めないものもあるので規約の確認が必要です。

遺産分割の対象とならない財産もあります。被相続人の預貯金や貸金債権など可分債権は相続開始と同時に各相続人に相続分に応じて当然承継されるので遺産分割は不要とするのが古くからの最高裁の判例です。この判例の当否を現在最高裁大法廷が審理しており、近く見直しが行われるのではないかとわれています。家裁の実務では、相続人全員の合意があれば、可分債権であっても遺産分割の対象にできるとしています。生命保険金や死亡退職金は、受取人や受給権者の固有財産となるので分割の対象になりません。被相続人の死後遺産から得られた賃料などの収益は、相続人が相続分に応じて当然取得します。前記の法定相続分を修正する要素として「特別受益」と「寄与分」の制度があります。

特別受益は、被相続人の相続人に対する①遺贈(遺言による無償譲渡)、②婚姻若しくは養子縁組のための贈与(高額の持参金、支度金など)、③生計の資本としての贈与(不動産・金銭の贈与、高等教育の学費など)をいいます。特別受益者がいる場合、相

続開始時の遺産総額に特別受益の額を加算し、遺産とみなします(これをみなし相続財産といいます)。この額に各相続人の相続分を乗じて各相続人の取得額を算出します。そして、特別受益者については、取得額から特別受益の額を控除します。

寄与分は、①被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、②被相続人の療養看護、③その他の方法により「財産の維持増加に特別の寄与」があった場合に認められます。寄与相続人がいる場合、遺産総額から寄与分の額を控除したものをみなし相続財産とし、各相続人の相続分を乗じて取得額を算出します。寄与相続人には寄与分額が加算されます。各相続人の最終的な取得額を基準に現存する遺産を配分します。

#### 2. 遺言

「自筆証書遺言」は、全文、日付及び氏名を自書し、印を押して作ります(民法968条)。日付は正確に書かないと無効となります。「昭和47年7月吉日」と書いて無効になった例があります。押印は、認め印や三文判でも指印でもよいとされています。自筆証書の場合、遺言者の死後家裁に検認の申立てをする必要があります。「公正証書遺言」は公証人が関与しますので正確な遺言が可能で、原本が公証役場に保管されるので安全です。証人2人の立ち会いが必要ですが、適当な人がいない場合公証人が紹介してくれます。公証人に支払う手数料が必要ですが、家裁の検認の手続は不要です。

